

多摩産材名札ケース等プロジェクト連携事業者募集要項

1 事業概要

多摩産材名札ケース等プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、「とうきょうの木」である東京の木多摩産材を多くの方に知ってもらい、使ってもらうため、名札ケース等の使用を通じた認知向上を図ることにより、身近なところからの木材消費の喚起につなげることを目的としています。

2 役割分担

本プロジェクトは、覚書締結日から1年間、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）及び多摩産材名札ケース等製作事業者（以下「連携事業者」という。）が連携して実施します。

- (1) 財団は、本プロジェクトの企画運営・周知、連携事業者の公募、販売品のP R活動を行います。
- (2) 連携事業者は、販売品の企画設計・製作・販売、販売品の保証、本プロジェクトの周知（可能な限り）を行います。

3 販売品

本プロジェクトの販売品は名札ケース及び名刺入れとします。ただし、名札ケースのみを販売品とすることも可能です。

(1) 名札ケースについて

- ① 名札ケース本体は必ず販売するものとします。
- ② 名札ケース本体に付属するストラップ等（以下「付属品」という。）は、連携事業者の提案により任意に販売できることとします。
- ③ 名札ケース本体に使用する主要な材料は東京の木多摩産材とします。
- ④ 規格は一般的なITカード（縦54mm×横86mm）及び名刺（縦55mm×横91mm）が複数枚収納できるサイズとして下さい。

(2) 名刺入れについて

- ① 名刺入れ本体に使用する主要な材料は東京の木多摩産材とします。
- ② 規格は一般的な名刺（縦55mm×横91mm）が複数枚収納できるサイズとして下さい。

(3) 共通事項

- ① 名札ケース及び名刺入れ本体の任意の箇所に「とうきょうの木」ロゴマークを必ず印字して下さい。
- ② 著作権その他知的財産権を侵害しないデザインとして下さい。
- ③ 名札ケース及び名刺入れの用途を満たす仕様として下さい。

4 連携事業者の公募

財団は本プロジェクトの連携事業者を公募します。本プロジェクトに参加を希望する事業者は、以下の条件を全て満たすものとします。

- (1) 東京の木多摩産材または国産材製品の製作・販売実績があること。
- (2) 財団または東京都及びその他官公庁との間で、契約実績を有すること。
- (3) 財団が示すスケジュールに従って確実に販売品と同等のサンプル品（販売品見本）の製作、準備ができること。
- (4) 個人情報の管理が確実であること。
- (5) 事業者と購入希望者の間で直接契約し、納品すること。
- (6) 事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

5 応募方法

- (1) 本プロジェクトに参加を希望する事業者は、財団に以下のものを提出してください。
 - ① 応募用紙（様式1）
 - ② 事業者の実績や「とうきょうの木」ロゴマークの使用承認を示す書類
- (2) 応募書類は、多摩産材名札ケース等プロジェクト事務局へメールにより提出してください。
- (3) 提出期限は、令和8年2月27日（金）とします。

6 連携事業者の決定

- (1) 財団は応募内容を審査し、連携事業者を決定します。
- (2) 応募要件を満たしていない事業者は不採択とします。
- (3) 連携事業者決定後、連携事業者は、財団との間で本プロジェクトの実施に関する

る覚書を締結するとともに、誓約書を提出することとします。

- (4) 前項の覚書の締結及び誓約書の提出がない場合は、本プロジェクトに参加できないこととします。

7 プロジェクトのスケジュール

本プロジェクトのスケジュールは下記のとおりです。

令和8年2月27日（金）	応募締切
3月中旬	連携事業者の決定、覚書の締結
3月下旬	販売品のPR活動等の開始（覚書締結後1年間）

8 販売品及びサンプル品に関する取扱い等

- (1) 財団は本プロジェクトのWEBページを構築し、本プロジェクトの趣旨、連携事業者の販売品に関する情報（仕様、価格）、申し込み方法等を掲載します。
- (2) 連携事業者は、4(3)のサンプル品を、別途財団が指定する期日に指定場所へ搬入することとします。なお、サンプル品の製作及び運搬に係る費用は連携事業者の負担とします。
- (3) 財団は、上記（1）で示したWEBページでの告知のほか、主催するイベントや参加するイベントにおいてサンプル品を展示し、PRを実施するとともに、各連携事業者に対し、財団が参加するイベントについて情報提供するものとします。
- (4) 個人・事業者から財団に対し販売品に関する問い合わせや購入希望があった際には、各連携事業者の連絡先を伝えるものとし、連携事業者はこれに対応するものとします。
- (5) 連携事業者は、申込受付、契約締結、納品、代金の請求、販売品の保証等の販売行為及び本プロジェクトの周知（可能な限り）を行います。
- (6) 連携事業者は、財団から販売数量等の実績報告や本プロジェクトに関するアンケートを求められた場合、協力することとします。
- (7) 連携事業者は、購入した個人・事業者に、本プロジェクトの説明をしたうえで、購入情報を財団へ提供することに問題がないか確認します。
- (8) 販売品を一定数以上購入する等、財団がとくに認めた個人・事業者に対し、財団は感謝状を贈呈することがあります。

9 その他

この要項に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、財団と連携事業者が互いに

誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

10 問合せ先

公益財団法人東京都農林水産振興財団
多摩産材名札ケース等プロジェクト事務局
住所 〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1
電話 042-528-0505 (代表)
Mail nahuda@tdfaff.com